

訪問看護ふれあいステーション



～介護保険利用料金一覧表～

令和3年4月改定

訪問看護費

(1回につき)

＜訪問項目＞	＜保険単位＞	
	介護	予防
訪問看護Ⅰ 1 (20分未満)	313単位	302単位
訪問看護Ⅰ 2 (30分未満)	470単位	450単位
訪問看護Ⅰ 3 (60分未満)	821単位	792単位
訪問看護Ⅰ 4 (60分以上90分未満)	1125単位	1087単位
訪問看護Ⅰ 5 (リハビリ) (20分)	293単位*1	283単位*2

*1 *2：1日に2回を超えて実施する場合は所定単位の90%（介護）50%（予防）

*2：リハビリ開始から12月を超えた場合、277単位となる

定期巡回・随時対応訪問介護看護 連携	2954単位
--------------------	--------

サービス提供体制強化加算Ⅱ 注1	3単位	3単位
------------------	-----	-----

注1：当事業所は算定要件（研修等を実施しており、かつ3年以上の勤続年数のある者が、30%以上配置されている）を満たしております。

その他の加算・減算 該当する場合は、以下の単位が訪問看護費に加算されます。

緊急時訪問看護加算 注2	緊急時訪問訪問看護の契約をした場合	574単位/月
特別管理加算注2 (Ⅰ) (例：ハルーンカテーテル) (Ⅱ) (例：在宅酸素)	特別な管理を必要とする状態である場合 1回/月	500単位/月 250単位/月
初回訪問加算 注3	初回訪問した月に1回、または入院等で2ヶ月以上サービスを受けていない状態から再開した月に1回	300単位
退院時共同指導加算 注3	1回（特別な管理を必要とする場合は2回まで）	600単位
長時間訪問看護加算	1時間半以上の訪問看護を行った場合	300単位
ターミナルケア加算	ターミナルケアをおこなった場合	2000単位
看護・介護連携強化加算	たんの吸引等に関わり、介護職員と連携した時	250単位/月
複数名訪問加算Ⅰ (30分未満) Ⅰ (60分未満)	家族の同意を得て看護師2名で訪問を行った場合	254単位/回 402単位/回
複数名訪問加算Ⅱ (30分未満) Ⅱ (60分未満)	家族同意を得て看護と看護補助者が訪問を行った場合	201単位/回 317単位/回

注2：区分支給限度基準額外の算定対象になります。

注3：退院時共同指導加算を算定した場合、初回加算は算定いたしません。

同一建物減算	1月当たりの利用者が20名以上居住する建物の場合：△10%/回
--------	---------------------------------

*計算式（料金）

上記利用単位 × 10.21 = ○○円

○○円 × 0.1～0.3（負担割合による） = ○○円（利用者負担額）

利用者負担額は、厚生労働省に定められた計算法に基づき、利用回数により端数が変わることがあります

*自費においては介護保険利用料10割となり、100円単位での四捨五入となります